

### 落とし物、拾い物をしたときは、警察に届出を！



#### 拾い物をした場合

- 落とされた方のことを考えて、店舗などの施設内で拾った場合は、その施設へ届けましょう！
- それ以外の路上などで拾った場合は警察へ届出を！



#### 落とし物をした場合

- 諦めずに警察へ届出をしてください！
- 落とし物の届出は、警察署または交番・駐在所への電話でも受付ができます。



#### 落とし物をしないために

- ・携帯電話、財布等は常にカバンへ入れ、常に手元に置く
- ・乗り物の乗降時には、持ち物の確認を心がける
- ・家族や友人みんなで落とし物をしないよう気配り、目配りをする



#### 痴漢は犯罪！

- ・県内における痴漢の被害者の多くは10代、20代の若年層という特徴があります。
- ・被害者は悪くありません。



この時期は痴漢にチュウ(注意)

#### 痴漢を目撃した！

- ・被害者に声かけを！
- ・周りに知らせる！(警察・駅員等)

#### 痴漢に遭ってしまったら...

- ・その場で110番通報
- ・周りに助けを求める